

京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例（以下、「条例」という。）第16条において準用する、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、令和4年9月5日付け京都市達都住政第20号により以下のとおり命令しましたので、法第14条第11項及び条例第15条第3項の規定に基づき、公示します。

令和4年9月5日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の氏名及び住所

澁谷 正和

京都府八幡市橋本栗ヶ谷40番地の15 栗ヶ谷マンション203

2 当該特定空き家等の所在地

京都市上京区浄福寺通一条下る東西俵屋町163番5

3 管理不全状態の内容

当該特定空き家等は、条例第2条第1項第2号に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」、「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」、「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」及び「周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」である空き家等であり、なおかつ、屋根や外壁の崩落、柱の腐食など、劣化は著しく進行しており、倒壊や強風による建築部材の飛散などにより、周辺住民へ危害を及ぼすおそれが特に高い状態である。

4 命令の内容

(1) 措置の内容

当該特定空き家等の除却又はこれに相当する措置

(2) 措置の期限

令和4年11月7日

(都市計画局住宅室住宅政策課)